五七の一、五〇五七の二、五〇六九の一から五〇六九の四まで、五〇七〇から五〇七二まで、五〇七三の一、五〇七三の二、五〇七五、五〇七六、五〇七七の一から五〇七七の八まで、五〇七八、五〇九二の一、五〇九二の二、五〇九三、字案坂五〇九九から五一〇二まで、五一〇四、字滝前五二〇〇、五二〇一の一、五二〇二から五二〇八まで、字穴倉五二一四、五二二六、五二三九、字中尾五二七六の二、五二八七の一、五二九三、五二九四の一、五二九四の二、五二九六の一（次の図に示す部分に限る。）、五二九七の二、五三〇六、五三〇七の一から五三〇七の三まで、字市場五三三一から五三三三まで、字柴小屋五四三〇、五四三五、五四四四、五四四五、五四五〇、五四五一、字廣河原五四六四、五四九四、五四九六、五五三九の一から五五三九の四まで、字夜倉五五四一、五五四二、字煤川四五二〇の一、四五二一の二、四五二一から四五二四まで、字上大谷三五五七から三五五九まで、三五九一の一、三五九一の二、字大林一七六〇、字上野沢一七七九の二、一八五五、一八五八、字桜本一〇九、一一〇の一、一一〇の二、字赤井沢五一九四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字六葉一五二四の一・一五二八の一・一五二九の一・一五三三の一・一五三三の三・字長畑四四〇一の一・四四〇二から四四〇四まで・字半渕四八二八の二・字家ノ下四六七七・四六七九・四六九八の一・四七〇一・四七一一・四七一七・字上大谷三五五八・三五五九・三五九一の一（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、字六葉一四九八、一五三四の一、一五三五の一、字上大谷三五九一の二、字桜本一〇九、一一〇の一、一一〇の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字小原三六の一、三六の四、三九の一、三九の二、五五の二、五八の一、五八の二、五九、六〇の一、六五、六七、六九、七一、字野田ノ井一の五、字道ノ上一の一、二、三、四の一から四の三まで、七の一、八から一〇まで、一一の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三の二、一六、字屋内六三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小原三六の一、三六の四、三九の一、三九の二、五五の二、五八の一、五八の二、五九、六〇の一、六五、六七、六九、七一、字道ノ上一の一、二、三、四の一から四の三まで、七の一、八から一〇まで、一一の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三の二、一六、字屋内六三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字城六六の一、六六の五、六六の七から六六の一〇まで、六七の二、一九〇、一九一の一から一九一の四まで、一九七の一から一九七の四まで、二〇一から二〇五まで、二〇六の一から二〇六の三まで、二〇七の一、字高尾九七の一、九七の二、字坊ケ谷一九の一から一九の四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城六六の一、六六の五、六六の七から六六の一〇まで、六七の二、一九〇、一九一の一から一九一の四まで、一九七の一から一九七の四まで、二〇一から二〇五まで、二〇六の一から二〇六の三まで、二〇七の一、字高尾九七の一、九七の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字入倉五一八、五二一、五二四から五二六まで、五二七の一、五二九の一、五二九の二、五八七の一、五八七の二、五八八の一、五八八の二、五八九、五九五、五九六の一、五九六の二、五九七の一、五九七の二、六〇四の一、六〇四の二、六〇五、字狙ケ内一の一、字下野田ノ井一七の一、一七の三、字突落一三の二、字吉水二二二の一、二二七、二二八の一、二二八の二、二二九から二三一まで、字中谷四の一、七の一、七の二、八、一一、一二、字松ケ嶽四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字入倉一の一、二の一、三、四、五の一、五の二、六、七、八の一から八の三まで、九の一、一二、一三の二、一四、一五の一、二〇、二三の一、二五の二、四三の二、四三の三、四五の一、四五の四、六八の一、六八の二、六九の二、六九の三、八八、八九の三、九一の一、九三の一、字切久保二八九の一、二八九の二、三三九、三四一の二、字正部二〇三、字惣後五〇の一、五二、五五の五、七三、字狙坂六六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備